（番号企画室及び企画官）

第五十八条　電気通信技術システム課に、番号企画室及び企画官一人を置く。

［削る］

［削る］

2 ［略］

3 ［略］

4 企画官は、命を受けて、電気通信技術システム課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

（企画官）

第五十九条　基盤整備促進課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、基盤整備促進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

［削る］

（企画官）

第六十条　利用環境課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、利用環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

［2～6　略］

［削る］

7 ［略］

8 ［略］

9 恩給審査官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給を受ける権利の裁定に関すること（次項及び第十一項に規定するものを除く。）。

［二　略］

10 ［略］

11 ［略］

12 恩給支給官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給の支給に関する事務（第八項第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二項に規定するものを除く。）を助ける。

13 ［略］

（安全・信頼性対策室及び番号企画室）

第五十八条　電気通信技術システム課に、安全・信頼性対策室及び番号企画室を置く。

2　安全・信頼性対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信技術システム課の所掌事務のうち、ＩＰネットワーク及び端末機器に係る安全・信頼性の確保並びにこれらに係る電気通信事業者間等の連携の強化に関すること。

二　非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

3 安全・信頼性対策室に、室長を置く。

4 ［同上］

5 ［同上］

［新設］

（企画官及び消費者行政調整官）

第五十九条　消費者行政第一課に、企画官及び消費者行政調整官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

3 消費者行政調整官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務のうち、電気通信役務の利用者の利益の保護に関する制度の整備その他の電気通信役務の利用の環境の整備についての調整に関する事務を行う。

（企画官）

第六十条　消費者行政第二課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、消費者行政第二課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

［2～6　同上］

7 国際統計企画官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうち国際統計に関する重要事項についての企画及び立案を助ける。

8 ［同上］

9 ［同上］

10 恩給審査官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給を受ける権利の裁定に関すること（次項及び第十二項に規定するものを除く。）。

［二　同上］

11 ［同上］

12 ［同上］

13 恩給支給官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給の支給に関する事務（第九項第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二項に規定するものを除く。）を助ける。

14 ［同上］